

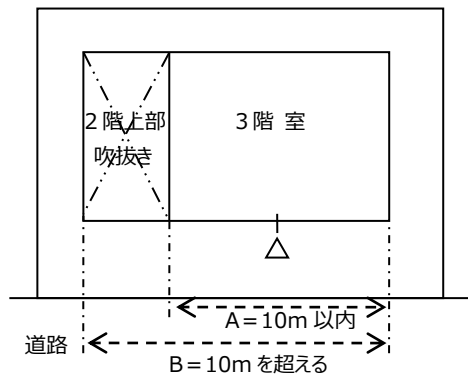
単体規定 1-15	非常用の進入口
吹抜き等がある場合の代替進入口の必要な外壁面	
関連条項：法第35条、令第126条の6	

【内容】

- ・ 図1のように道又は道に通ずる幅員4m以上の通路その他の空地に面する部分が、下階の吹抜きまたはデッドスペース（以下吹抜き等という）となっている場合は、当該吹抜き等の部分の外壁面は当該階においては代替進入口が必要な外壁面とは取り扱わない。
- ・ ただし、図2のように吹抜き等の奥が室となっている場合は、当該吹抜き等の部分の外壁面は代替進入口が必要な外壁面として取り扱う。

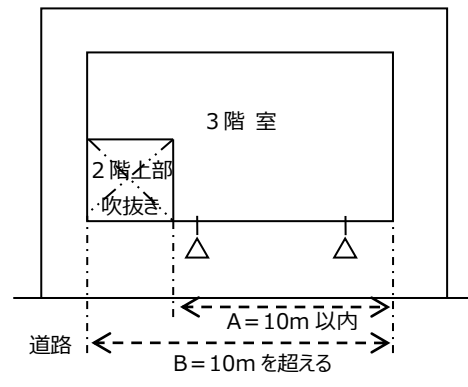
凡例

▽…代替進入口



代替進入口が必要な外壁面はAの部分であり、Aの部分に代替進入口が1ヶ所あればよい。

図1



代替進入口が必要な外壁面はBの部分であり、Bの部分に長さ10m以内ごとに代替進入口を設けなければならない。

図2